平成２１年（再イ）第５６３号
札幌市中央区南５条西10丁目1015番地８　コンフォートマンション301号
再生債務者　原田　淑美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第６０２号
札幌市東区北33条東17丁目１番25―402号
再生債務者　加藤　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第２４号
北海道小樽市緑２丁目36番145号　緑プレジデントハイム
再生債務者　阿部真理子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（再イ）第５０号
北海道勇払郡安平町安平番外地
再生債務者　福士　典喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（再イ）第３９号
北海道旭川市東光17条６丁目１番31号
再生債務者　東谷　克己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第２９号
山形県上山市金生西２丁目２番11号
再生債務者　本木　哲哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第３３号
山形県西村山郡朝日町大字玉ノ井丙70番地
再生債務者　佐久間勇一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第１５０号
埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡３ー13ー14　横溝荘202
再生債務者　千葉　　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第４３号
埼玉県熊谷市銀座１丁目157番地２サンクレイドル熊谷リヴィエール1002
再生債務者　三澤　由夫（旧姓赤坂）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（再イ）第６８号
三重県津市高茶屋３丁目５番13号
再生債務者　山本　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日　津地方裁判所再生係

平成２１年（再イ）第７号
兵庫県南あわじ市松帆志知川540番地
再生債務者　馬部　敏子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（再イ）第３２号
山口市小郡下郷2371番地11　グリーンハイツＢ号
再生債務者　後藤　史郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日　山口地方裁判所

平成２１年（再イ）第２１号
鹿児島県伊佐市菱刈田中1002番地１
再生債務者　園田　昭子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月28日
鹿児島地方裁判所加治木支部

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。
平成 22 年１月 15 日
分任契約担当者
独立行政法人科学技術振興機構
情報提供部長　門田　博文

１．当該招請の主旨
本業務については、独立行政法人科学技術振興機構（以下、「当機構」という。）で、既に運用しているJDreamⅡシステムの稼働維持作業を行うものである。本システムは、特定事業者が製作し、プログラム著作権を有している「科学技術文献検索アプリケーションパッケージ」を基本としているものであることから、本業務実施にあたっては、当該特定事業者からの本パッケージの仕様書および詳細設計書の入手が必要である。
よって、当該特定事業者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定事業者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。
応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該特定事業者との契約手続きに移行する。
なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

２．業務概要
⑴　業務名　JDreamⅡ稼働維持作業
⑵　業務内容
・　JDreamⅡシステムの稼働維持　ＳＥ業務・オペレータ業務
ＳＥ作業は、ＪＳＴからの問合わせ対応や障害対応、オペレータ業務の指示等を行うものであり、オペレータ業務は、主に24時間のオンライン業務稼働監視作業を行うものである。
作業対象には、医学・薬学予稿集全文データベースシステムの既存部分を含む。
・　JDreamⅡ中国ＤＢの稼働維持
⑶　履行期間　平成22年４月１日～平成23年３月31日

３．業務目的
本業務は、JDreamⅡシステムの維持管理および運用支援実施するものである。

４．応募要件
⑴　基本的要件
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
②　国又は当機構等から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑵　技術力に関する要件
①　JDreamⅡシステムの機能、構成および実装方法を理解し、定常および非定常運用を最適な方法で実施できるスキルを要すること。